

●香川県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成27年3月24日から同年4月14日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 438号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市綾歌町岡田上字重 永下1590番1地先から 丸亀市綾歌町岡田東字下 土居261番地先まで	9.1～55.8	764	平成19年香川県告示第19号及び平成 25年香川県告示第335号で変更した 区域の一部並びに平成27年香川県告 示第98号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成27年3月25日 午前10時